

西尾市の建築工事における週休2日制促進工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、西尾市が発注する建築工事における週休2日制を推進し、建設現場における労働環境の改善に向けた意識向上を図ることを目的として、市が施行する週休2日制工事について必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 西尾市の建築工事における週休2日制促進工事は、西尾市発注工事で、次に掲げる工事を対象とする。

(1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日制の取組を促進するもので、次に掲げる条件を全て満たす工事から指定する。

ア 工程が現場条件に大きく制限されない工事

イ 設計金額が5,000万円以上の工事

ウ 緊急性がない工事

(2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、災害復旧等、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、アに掲げる対象期間において、イに掲げる休工対象日（現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡視、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を設けるものとする。

ア 対象期間

契約締結日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は、対

象期間から除く。

(ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所の設置、測量等に要する期間を含む。）

(イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了届提出日）までの期間）

(ウ) 夏季休暇（3日間）

(エ) 年末年始休暇（6日間）

(オ) 工場製作のみの期間

(カ) 工事事務等による不稼働期間

(キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日

原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めない。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。

ア 対象期間

前号アに同じ。

イ 休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5パーセント（2/7）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も休工として認める。

（取組内容）

第4条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型の取組内容

ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、完全週休2日制工事

又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により、監督員と協議を行うものとする。

イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

エ 受注者は、週休2日制工事等である旨を看板で掲示する。

(2) 受注者希望型の取組内容

ア 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合は、施工計画書を提出するまでに、週休2日制工事等の形式を決定し、休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。ただし、週休2日の実施に伴う工期の変更は行わないこととする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

イ 監督員は、アの協議の結果、当該工程で週休2日の確保ができると認めた場合には、当該工事を週休2日制工事等とする旨を回答する。

ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。

エ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

オ 受注者は、週休2日制工事等である旨を看板で掲示する。

（経費の補正）

第5条 週休2日制工事等の取組を推進するため、対象期間内の現場閉所日数の割合が4週8休以上（休工割合が28.5パーセント以上）の場合に、次に掲げる方法より補正を行うものとする。

(1) 複合単価

補正係数 1.05

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、別表 1、別表 2 及び別表 3 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、各表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

2 補正方法については、発注者指定型は、当初設計から 4 週 8 休以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとし、受注者希望型は、休工状況を確認後、4 週 8 休を満たすものは、最終変更設計時に各補正を行い、変更契約するものとする。

（工事名）

第 6 条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「（週休 2 日）」を追記するものとする。

（特記仕様書）

第 7 条 発注者指定型又は受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に次のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

第〇条 本工事は、週休 2 日制工事等（発注者指定型）の対象工

事とする。なお、週休2日制工事等については「西尾市建築工事完全週休2日制・週休2日制工事試行要領によるものとする

(2) 受注者希望型

第〇条 週休2日制工事等に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、週休2日制工事等については「西尾市建築工事完全週休2日制・週休2日制工事試行要領」によるものとする

(補足)

第8条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 建築工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01

排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

別表 2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボックス	1.03	1.21
	フルボックス	1.02	1.15
	フルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

別表 3 機械設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25

試行工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

この工事は週休2日制工事です

〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 西尾市〇〇〇部〇〇〇〇課

(電話) ※※※※-※※-※※※※

施工者 〇〇〇〇建設株式会社

(電話) ※※※※-※※-※※※※

責任者 〇〇〇〇